

第 1 2 7 7 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 4 年 1 1 月 1 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 0 時 5 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 梶村 健二
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 2 7 6 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 件

イ 議案事項

議第 1 4 号 京都市立小学校の通学区域の変更について

(事務局説明)

○山本 調査課長

平成 24 年 7 月 26 日に地元地域から平成 25 年 4 月に新洞小学校を錦林小学校に統合することについての要望書の提出を受けた。平成 24 年 9 月市会定例会において可決された京都市立小学校条例の一部を改正する条例の施行により, 京都市立新洞小学校が京都市立錦林小学校に統合されることに伴い, 京都市立新洞小学校の通学区域を京都市立錦林小学校に変更することについての提案である。

(委員からの主な意見)

○新洞小学校の児童の錦林小学校までの通学経路はどうなるのか。特に低学年の児童の

対策が必要でないか。また、錦林小学校でも遠いところから通学している児童がいるかと思うが安全面の配慮はどうなっているのか。

○通学路の安全確保については、始めは注意をしているが、慣れてきた頃が危険である。

「見守り隊」の活用など、学校・保護者・地域そして教育委員会も一体となって、児童の安全確保に努めていかなければならない。

○新洞小学校の児童については、統合後、多い人数の中では、今までとは違うような状況になると思う。そのような中での新洞小学校の児童への対応の確保は十分をお願いしたい。

○統合まで限られた時間ではあるが、是非とも、子どもたちの目線にたって、より良い学校になるように取組を進めていただきたい。

(事務局)

○本年 7 月から 9 月にかけて地元で 3 回ほど「通学路を歩いてみよう会」で実際に通学路を歩き、その状況をアンケートで意見を集約し、PTA に取組状況を報告するなど、現在、統合後の通学路の検討を行っている。自宅から学校までの通学距離が一番遠いケースでは、約 1.7 km で 20 分ほどかかる見込みである。低学年の児童にとっては、多少、長い距離に感じると思われる。引き続き、地元・保護者・学校との協議を行い、児童の安全確保を第一に、通学路の選定を行ってまいりたい。

○現在の錦林小学校においても通学路の安全確保に努めており、特に冬季期間は夕暮れも早いと、臨機応変に安全面を重視した通学路の選定を学校と保護者で検討いただいている。

○統合に向け、両校の児童の交流を、各学年ごとの学習活動やイベントなどで行っている。年明けには部活動に参加するといった機会も催す予定である。

○4 月の始業に向け、ぬかりのないよう準備を進めてまいりたい。

(議決)

委員長が、議第 14 号「京都市立小学校の通学区域の変更について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第 15 号 京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○河村 学校指導課長

本議案については、管理運営規則の一部改正ということで、具体的には、学年始休業日、つまり、年度当初の休業の期間を改正するものである。

本市では、十分な授業日数を確保し、教員が児童・生徒、保護者とじっくり向き合うゆとりを生みだすため、平成 15 年度から夏休み等、長期休業期間の弾力化及び 2 学期制の導入を各校の裁量で出来ることとし、平成 18 年度からは全ての小中学校において 2 学期制を実施するとともに、年間授業日数を 205 日以上とすることを管理運営規則で定めている。

このような中で、各校においては、児童・生徒の個に応じた指導を徹底して行い、基礎基本の確実な定着や体験的な学習、問題解決的な学習の充実を図るなど、特色ある教育活動を展開してきた。

しかしながら、一方で、団塊の世代が退職を迎える大量退職期において、この5年間で1,600人を超える教員を新規採用しており、採用5年以内の教員が全体の約3割を占める大幅な世代交代が行われている中で、年度当初に若手教員とりわけ新採教員に対して、丁寧な指導・ケアを行うための準備期間が必要であるとの声が学校現場から挙がってきた。

そうした状況から、校長会・園長会において、「学年の始業日はいつが望ましいか」について、各校園長の意見を集約し、協議された結果、幼稚園・小学校については4月8日、中学校については4月6日が望ましいとの意見が校長会・園長会から提出された。

教育委員会としても、校園長会での議論を踏まえて検討し、各校が児童・生徒や地域、学校等の実態を踏まえて作成する年間指導計画等を年度当初に教職員間で十分に共有することで、円滑な学校運営を進めるとともに、より一層、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するため、次のとおり学年始休業日を改正するものである。

幼稚園・小学校については、現行4月1日から4月5日までと定めているものを4月1日から4月7日までに、中学校については、現行4月1日から4月3日までと定めているものを4月1日から4月5日までにそれぞれ改正する。

なお、小・中学校の年間授業日数を205日以上と定めている点については、新学習指導要領が全面実施されている中で、十分な授業日数を確保するという観点から現行通りとしており、また、年度末の学年末休業日については現行通りなので、各校においては、長期休業期間の短縮等により授業日数を確保することとなる。

(委員からの主な意見)

- かつてはこれくらいの期間から始まっていたように思うが、始業式が早くなっていた背景は何か。また、今回の2日分はどこで確保するのか。
- 保護者にはどのように周知するのか。
- 中学校の始業式が4月8日になっているのはなぜか。校種により入学式の日程が異なるのはなぜか。
- 授業日数は変わらないということだが、私学や大学等と比較して公立学校の授業日数が少なくなるとの印象を与えないように周知が必要である。
- 年度当初の準備を充実させるという観点での改正だと認識しているが、子どもが休みの間も学校・教員が様々な業務を行っているということをこの機会に発信していく必要もあるのではないか。
- 春休みは他の長期休業と異なり、その途中で教員の異動がある。学年を超えて、子どもを育てていく視点から、これまで家庭との連携・家庭への提案等はあったのか。

(事務局)

- 授業日数を確保する上で、年度当初を早く始めることがいいとの声もあり、早めてきた。しかし、若手教員への対応等、年度当初に丁寧に行い、始業を迎える観点で改正を提案した。2日分の確保は、夏季休業期間を短縮することで授業日数を確保すると

ころが多いと思うが、冬季休業期間も含めてどこで確保するかは各校が判断する。

○保護者へは今回の改正については、来年度の予定をお知らせする際に周知する。また来年度に小学校入学される家庭に対しては、11月に実施される就学時健康診断において、入学式の日程等をお知らせする。

○中学校は本来4月6日が始業式となるが、土曜日のため4月8日の始業となる。入学式については、これまでから小学校は始業式と同日、中学校は始業式の翌日、幼稚園は始業式の翌々日に実施している。別の日に開催することで、校種間連携の観点で管理職が別の校種の入学式に出席することが可能になっている。

○学年末懇談会等を通じた家庭との連携を行うことにより、学年を超えて子どもをサポートしている。

(議決)

委員長が、議第15号「京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) 閉会

10時50分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長